

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成 21年 3月

1 現状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
下諏訪町(調理員)	58.4 歳	2 人	228,100 円	237,400 円	235,400 円	調理員	42.1 歳	246,700 円	0.96

※「平均給料月額」とは、平成20年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

※「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成17～19年の3ヶ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

(2) 年齢別職員数

区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	2 人	人	2 人

(3) その他給与に関する事項

① 給料表

行政職給料表(一)を適用

② 手 当

扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等

③ 昇給基準

毎年1月1日に前1年間における勤務成績に応じ、4号俸(55歳以上は2号俸)を標準として昇給します。

2 基本的な考え方

下諏訪町では、平成18年度から27年度(10年間)までの町の具体的な行財政の指針となる「行財政経営プラン」を策定しました。この計画の中で、新規職員は退職者の3分の2を目途に採用するとともに、世代間の隔たりが生じないよう、数年間の必要職員数を平準化して確保しつつ、当面の平成22年度には総職員数に対し、職員数10%と人件費2億円程度の削減を目標としています。技能労務職については、基本的に退職不補充とし、民間委託等(臨時職員)により対応していきます。

3 具体的な取組内容

(1) 平成17年度以降、退職不補充は民間委託等(臨時職員)により対応をしています。